

事業区分
物的給付

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		身体障害者(児)補装具				所管	福祉部 障害福祉課	
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 2 4 年度	[終了予定]	- 年度		
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	障害者総合支援法、台東区障害者総合支援法施行細則				
	事業対象	補装具判定を受け補装具の必要性が認められた身体障害者手帳所持者及び難病患者等						
	事業目的	身体障害者(児)等の失われた身体機能を補完又は代替する用具を支給することにより、職業その他日常生活の能率の向上を図ること等を目的とする。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補装具基準に基づき、補装具費を支給する。 ・対象経費に対する自己負担は原則として1割負担。ただし、生活保護受給世帯、非課税世帯においては無料。 ・支給の方法は原則償還払いであるが、利用者の負担軽減のため代理受領方式を採用している。 						
	委託の有無	なし	委託内容					
補助金の有無	国・都							
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度	
	活動指標	支給件数	件	430	425	437	419	
	成果指標							
	決算額	(単位：千円)			37,941	33,496	33,453	
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			5,915	4,261	6,801	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			58	62	82	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			37,884	33,434	33,372	
		総経費			43,857	37,757	40,255	
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0	
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			25,646	25,075	25,029	
一般財源(区負担額)			18,211	12,682	15,226			
前回評価から改善した事項	関係機関との連携を密にすることで、障害者本人の負担軽減や適性化等に努めた。							
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	補装具はそれぞれの障害に合ったものを使用する必要があり、それゆえ高額となるものが多い。本人が自立生活を送る上で不可欠な補装具だが本事業なしでは本人の経済的負担が大きくなり必要な補装具を購入できないケースも出てくる。これに対する費用の支給の必要性は高い。					
	効率性	3	事務手続きは効率的に行っている。本人が申請を行う場合などは来庁が困難となる場合があり、必要に応じて郵便でのやりとりを行ったり、利用者宅へ訪問し身体状況を確認するなど、迅速な対応を心がけている。					
	手段の適切性	3	補装具は身体機能を補完する目的があり、またそれによる利用者の自立も促進できる。補装具を身に着けない状態では身体状況の悪化も考えられ、本事業の有効性は高い。					
	目的達成度	3	達成度としては、過去の支給件数と比較しても平均的である。					
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)				評価結果	今後の方向性		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了	
障害者に補装具を支給し、日常生活及び社会生活を支援するため、本事業は今後も維持していくことが必要である。					維持			